

裁 決 書

審査請求人

処分庁

平成30年1月24日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第46条第1項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成29年12月26日付けで審査請求人に対し行った生活保護開始処分のうち、保護の開始日に係る部分については、これを取り消す。

事 案 の 概 要

1

(1)

(2)

(3)

[REDACTED]

[REDACTED]

2

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(1)

[REDACTED]

(2)

[REDACTED]

[REDACTED]

3

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

4

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

5

[REDACTED]

[REDACTED]

(1)

[REDACTED]

[REDACTED]

(2)

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

6

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

7

[REDACTED]

[REDACTED]

8 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

9 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

10 [REDACTED]

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

処分庁は、平成29年12月20日、前回申請について、本件支出は請求人の手持金と認定されるから保護の要否判定を行うと「否」となると連絡してきたが、当該確認が速やかに行われていれば、平成29年12月15日から保護を受給することができたはずである。

2 処分庁の主張

原処分は、本件申請に対して、請求人の申請日付けで保護を開始したものであり、違法又は不当な点はない。

なお、平成29年12月20日は、前回申請があった日から「14日以内」であるから、法第24条第5項に定められる期間内であり、当日の連絡に違法又は不当な点はない。

理 由

1 法令等の規定について

(1) 法令等の規定について

保護の実施機関は、「保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない」とされ（法第24条第3項）、当該通知は、「申請のあつた日から14日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができる」とされている（同条第5項）。また、行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないと、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならないこととされている（行政手続法（平成5年法律第88号）第7条）。その趣旨は、個々の申請が国民の申請権の具体的行使である点に鑑みれば、申請が権限ある機関の事務所に到達したにもかかわらず、申請を「受け付けない」、「受理しない」等の取扱いをし、その間に申請の取下げや申請内容の変更を求める行政指導を行ったり、処理を遅延させる等の事態は排除されるべきものであるというところにある。

(2) 処理基準について

保護の決定に係る事務（法第24条第3項の規定により処理することとされている事務）等は、第一号法定受託事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号及び別表第1）とされているから、厚生労働大臣は、同法第245条の9第1項及び第3項に基づき、その基準として、「生活保護法

による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知)、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)を定めている。

(3) 保護開始時期に係る処理基準について

保護の開始時期は、急迫保護の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とすることとされている(局長通知第10の3)。

2 判断

(1) 原処分について

保護の実施機関は、「保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない」とされている(法第24条第3項)。また、保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣が当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているから(前記1(2))、これらの基準に従って事務が処理されることとなる。

そこで本件についてみると、請求人は、平成29年12月22日に本件申請を行い(前記「事案の概要」の8)、処分庁は、同月26日に保護の開始日を請求人の申請の日として原処分を行っている(同9)。しかし、本件申請に至る経過を見ると、同月14日に請求人により適法になされた前回申請に対し、

「同月14日においては支出があり、これが手持金からの支出と認定され、同日における保護の要否判定は『否』となり、保護の要件を満たさないこととなるため、前回申請を取り下げ、再申請を行う意思があるかどうか」について同月20日に処分庁から請求人に対し電話で確認があったこと(同6)、請求人はこれに従って同月21日に前回申請を取り下げ(同7)、同月22日に本件申請を行ったこと及び本件申請の際、処分庁は請求人につなぎ資金として

を貸与したこと（同8）が認められる。

この点、処理基準によれば、保護の開始時期は、「申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日」であり（前記1(3)）、申請の日において保護の要否判定が「否」であったとしても、翌日以降、保護の要否判定が「要」となった日からの保護開始処分を行うことができるとされている。本件に現れた事実によれば、処分庁は、請求人に係る平成29年12月15日以降の保護の要否判定を行わないまま、申請に対する処分をせず、請求人に対して前回申請を取り下げ、再申請するよう指導し、請求人は実質的にこれに従わざるを得なかったため、やむを得ず応じたものと認められる。このような一連の手続は、行政手続法の趣旨（前記1(1)）に反しており、請求人の申請権を侵害するものであって違法であると言わなければならない。すなわち、処分庁は、適法になされた平成29年12月14日付けの前回申請に対する応答として、同月15日から同月21日までの間における保護の要否を判定し、処分を行うべきであり、この点において、原処分の保護の開始日に係る部分は違法又は不当である。

したがって、原処分のうち保護の開始日に係る部分は取り消されるべきである。

(2) 北海道行政不服審査会の判断

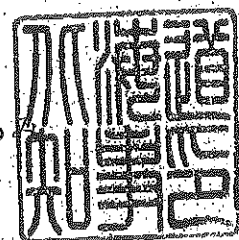
本件審査請求については、平成30年5月23日、行審法第43条第1項に基づき、北海道行政不服審査会に諮問したところ、同年7月3日、前記(1)と同趣旨の答申があった。

(3) 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があることから、北海道行政不服審査会の答申も踏まえ、主文のとおり裁決する。

平成30年8月20日

審査庁 北海道知事 高橋 はる



教 示

- 1 この裁決について不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1月以内に、厚生労働大臣に再審査請求をすることができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。
- 2 この裁決について不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所にこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。